

家庭系ごみの分別区分及び収集方法

分別区分	収集品目	収集方法	収集回数
① 燃焼ごみ	台所ごみ・革製品・木製品等の 小さな燃えるごみ	無色半透明のごみ袋を使用 各戸収集を基本とする	週2回
		集合住宅：ごみ収集設置場所 戸建住宅：各戸収集が基本であるが、地域の合意で自主的に共同のごみ集積場所をきめているところもある。	
資源ごみ	② 新聞（チラシを含む）	ステーション収集	月2回
	③ 雑誌類（その他紙類を含む）	ステーション収集	
	④ 段ボール	ステーション収集	
	⑤ 古布類（古着を含む）	ステーション収集	
	⑥ かん	ステーション収集（専用コンテナ使用）	
	⑦ びん （割れたびんは小型複雑ごみ）	ステーション収集（専用コンテナ使用）	
	⑧ 牛乳パック	ステーション収集 空きかん・空きびん専用コンテナの横	
⑨ 拠点回収(資源)	ペットボトル	公共施設64か所・協力店舗等50か所	随時
	家庭系廃食用油	公共施設14か所	週1回
⑩ 大型複雑ごみ	タンス・ふとん等、小型複雑ごみの大きさを超えるもので収集処理できる物	各戸収集	（燃焼ごみに同じ） 月1回
⑪ 小型複雑ごみ	燃えない物及び燃える物と燃えない物の混成品で、60cm未満及び1m未満の細長い物	ステーション収集	（有害危険ごみコンテナの横） 月1回 （同日収集）
⑫ 有害危険ごみ	電池・蛍光灯・水銀体温計等の有害な物質を含む物、刃物・簡易ガスボンベ等の取り扱いに注意を要する物	ステーション収集	（専用コンテナ使用）

- ・ 引越しに伴うごみについては、通常のごみ収集とは別に、申し込みにより収集（H24.10月から有料）
- ・ 犬猫その他小動物の死骸については、申し込みにより有料で収集（飼い主不明の場合は、無料で収集）